廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案　新旧対照表

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出） 第二条の七　法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　法第七条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号 三　法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由 四　当該欠格要件に該当するに至つた年月日	
（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請） 第三条　（略）	（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請） 第三条　（略）

5　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～十　（略）
十一　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
十二～十五　（略）
6　（略）
7　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十六条の四を除き、以下同じ。）は、申請者が法第八条第一項 又は第九条第一項 の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）
第五条の三　（略）
2・3　（略）
4　第三条第六項及び第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条

5　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～十　（略）
十一　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
十二～十五　（略）
6　（略）
7　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十六条の四を除き、以下同じ。）は、申請者が法第八条第一項 又は第九条第一項 の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）
第五条の三　（略）
2・3　（略）
4　第三条第六項及び第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条

第七項中「この項（第五条の三第四項」とあるのは「第三条第七項（この項」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第十号から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

（法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第五条の五の三　法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　一般廃棄物処理施設の設置の場所

三　一般廃棄物処理施設の種類

四　法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号

五　法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六　当該欠格要件に該当するに至つた年月日

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第五条の十一　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

第七項中「この項（第五条の三第四項」とあるのは「第三条第七項（この項」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第五条の十一　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～六　（略）
七　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
八～十一　（略）
3　第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十一第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の認可の申請）
第五条の十二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　（略）
二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
ニ～ト　（略）
三　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に

一～六　（略）
七　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
八～十一　（略）
3　第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十一第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号及び第八号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の認可の申請）
第五条の十二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　（略）
二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
ニ～ト　（略）
三　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に

掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
ニ～ヘ　（略）
3　第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからへまで及び同項第三号ハからへまで」と読み替えるものとする。

（相続の届出）
第六条　（略）
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一～四　（略）
五　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
六・七　（略）
3　第三条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第六条第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるも

掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
ニ～ヘ　（略）
3　第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ニからへまで及び同項第三号ニからへまで」と読み替えるものとする。

（相続の届出）
第六条　（略）
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一～四　（略）
五・六　（略）
3　第三条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第六条第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号及び第六号」と

のとする。

（一般廃棄物の再生利用の認定の申請）

第六条の三　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

九～二十一　（略）

（一般廃棄物の輸出の確認の申請）

第六条の二十七　（略）

２　（略）

３　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六　第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七　第一項第八号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図

八　第一項第八号の施設の付近の見取図

九　（略）

読み替えるものとする。

（一般廃棄物の再生利用の認定の申請）

第六条の三　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

九～二十一　（略）

（一般廃棄物の輸出の確認の申請）

第六条の二十七　（略）

２　（略）

３　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六　第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七　第一項第七号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図

八　第一項第七号の施設の付近の見取図

九　（略）

4～6　（略）

（産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第七条の三　令第六条第一項第一号ハの規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ハの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「積替えのための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。

（産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外）

第七条の四　令第六条第一項第一号ハの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（運搬受託者の記載事項）

第八条の二十二　法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称

二　運搬を担当した者の氏名

三・四　（略）

（処分受託者の記載事項）

第八条の二十四　法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称

4～6　（略）

（産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第七条の三　令第六条第一項第一号ロの規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ロの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「積替えのための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。

（産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外）

第七条の四　令第六条第一項第一号ロの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（運搬受託者の記載事項）

第八条の二十二　法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運搬を担当した者の氏名

二・三　（略）

（処分受託者の記載事項）

第八条の二十四　法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日（当該処分が最終処分である場合にあつては、これらの事項及び当該最終処

二　処分を担当した者の氏名
三　処分を終了した年月日
四　当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行つた場所の所在地

（管理票交付者の管理票の写しの保存期間）
第八条の二十六　法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（運搬受託者の管理票等の保存期間）
第八条の三十　法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（処分受託者の管理票の保存期間）
第八条の三十の二　法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）
第九条の二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一～九　（略）
十　申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない

分を行つた場所の所在地）とする。

（管理票の写しの保存期間）
第八条の二十六　法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（運搬受託者の管理票の写し等の保存）
第八条の三十　法第十二条の三第三項後段の規定により管理票の写しを送付された運搬受託者は、当該管理票の写しを五年間保存しなければならない。
2　運搬受託者（処分受託者があるときには、処分受託者）は、管理票を五年間保存しなければならない。

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）
第九条の二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一～九　（略）

者であることを誓約する書面

十一～十四　（略）

３・４　（略）

５　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

６　（略）

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

十～十三　（略）

３・４　（略）

５　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

６　（略）

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　第九条の二第二項第六号から第十四号までに掲げる書類
３・４　（略）
５　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。
６　（略）

（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）
第十条の七　法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃

八　第九条の二第二項第六号から第十三号までに掲げる書類
３・４　（略）
５　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十三号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。
６　（略）

（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）
第十条の七　法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、法第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が

棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行つた処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ　産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ロ　産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の四第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ハ　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1)　委託する産業廃棄物の種類及び数量

(2)　産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

(3)　産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

(4)　産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処

、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合とする。

分に係る施設の処理能力

(5) 委託契約の有効期間

(6) 再委託者（中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託する者をいう。以下この条において同じ。）が再受託者（再委託者が当該中間処理業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者をいう。以下この条において同じ。）に支払う料金

(7) 再受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

(8) 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、再受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

(9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

(10) 再委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

(イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(ロ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

(ハ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

(ニ) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(11) 受託業務終了時の再受託者の再委託者への報告に関する事項

(12) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

ニ　ハに規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から五年間保存すること。

ホ　あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類及び数量

(2) 再委託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

(3) 承諾の年月日

(4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

ヘ　ホに規定する書面の写しをその承諾をした日から五年間保存すること。

ト　再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されているハ(1)から(4)までに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

二　法第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の二　法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法第十四条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四　当該欠格要件に該当するに至つた年月日

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）

第十条の十九　法第十四条の四第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　中間処理業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物（当該中間処理業者が行つた処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）

第十条の十九　第十条の七の規定は、法第十四条の四第十四項ただし書の環境省令で定める場合について準用する。この場合において、第十条の七中「法第十四条第十四項ただし書」とあるのは、「法第十四条の四第十四項ただし書」と、「産業廃棄物」とある

下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからハまでに定める基準に従つて委託する場合

イ　第十条の七第一号の規定の例によること。

ロ　特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。

(1)　委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量及び性状及び荷姿

(2)　当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ　特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、令第六条の六第一号の規定に基づき当該運搬又は処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。

二　法第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る特別管理産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の二十四　法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項

のは、「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　法第十四条の四第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号
三　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由
四　当該欠格要件に該当するに至つた年月日

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）
第十一条　（略）
2～5　（略）
6　第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～十
十一　申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面
十二～十五
7　（略）
8　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）
第十一条　（略）
2～5　（略）
6　第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一～十
十一～十四
7　（略）
8　都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、

第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第十二条の九　（略）

2　（略）

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～六　（略）

七　第十一条第六項第七号から第十五号までに掲げる書類

4　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と

第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第十二条の九　（略）

2　（略）

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～六　（略）

七　第十一条第六項第七号から第十四号までに掲げる書類

4　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と

、同条第八項中「この項（第十二条の九第四項」とあるのは「第十一条第八項（この項」と、「第六項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

（法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三　法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　産業廃棄物処理施設の設置の場所

三　産業廃棄物処理施設の種類

四　法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

五　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六　当該欠格要件に該当するに至つた年月日

、同条第八項中「この項（第十二条の九第四項」とあるのは「第十一条第八項（この項」と、「第六項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号から第十四号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十四号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）
第十二条の十一の四　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一～六
七　申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面
八～十一　（略）
３　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の認可の申請）
第十二条の十一の五　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　（略）
二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）
第十二条の十一の三　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一～六　（略）
七～十　（略）
３　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の三第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第六号から第十号まで」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の認可の申請）
第十二条の十一の四　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　（略）
二　合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
イ・ロ　（略）

ニ～ト　（略）

3　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからヘまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

（相続の届出）

第十二条の十二　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

六・七　（略）

3　第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の輸出の確認の申請）

第十二条の十二の十九　（略）

ハ～ヘ　（略）

3　第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第二号ハからホまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

（相続の届出）

第十二条の十二　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五・六　（略）

3　第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第二号、第五号及び第六号」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の輸出の確認の申請）

第十二条の十二の十九　（略）

2　（略）
3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～四　（略）
五　第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該産業廃棄物の処理の概要
六　第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
七　第一項第八号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図
八　第一項第八号の施設の付近の見取図
九　（略）
4～6　（略）

（廃棄物再生事業者の登録）
第十六条の三　令第十七条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。
一～六　（略）

（登録証明書）
第十六条の四　都道府県知事は、令第十九条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。
一～四　（略）

様式第二十六号　（第十二条の十一の四関係）

2　（略）
3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～四　（略）
五　第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設における当該産業廃棄物の処理の概要
六　第一項第五号の運搬施設及び同項第七号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
七　第一項第七号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図
八　第一項第七号の施設の付近の見取図
九　（略）
4～6　（略）

（廃棄物再生事業者の登録）
第十六条の三　令第十五条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。
一～六　（略）

（登録証明書）
第十六条の四　都道府県知事は、令第十七条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。
一～四　（略）

様式第二十六号　（第十二条の十一の三関係）

様式第二十七号（第十二条の十一の五関係）

附則

1（略）

2 当分の間、第三条中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、市長」と、第八条の二十七中「設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区」とあるのは「設置する市にあつては、市」と、様式第二号の二から様式第二号の五までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市又は特別区」とあるのは「市」と、様式第四号及び様式第五号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第六号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第七号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第八号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第九号から様式第十一号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十二号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十四号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十五号から様式第二十八号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。

3（略）

様式第二十七号（第十二条の十一の四関係）

附則

1（略）

2 当分の間、第四条の四中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、市長」と、第八条の二十七中「設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区」とあるのは「設置する市にあつては、市」と、様式第二号の二から様式第二号の五までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市又は特別区」とあるのは「市」と、様式第四号及び様式第五号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第六号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第七号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第八号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第九号から様式第十一号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十二号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十四号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十五号から様式第二十八号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。

3（略）

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附則	附則
（経過措置）	（経過措置）
第一条・第二条　（略）	第一条・第二条　（略）
第三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十号）附則第二条第四項に基づき、同省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第三号又は第十条の三第三号の規定により環境大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者に係るこの省令による改正前の第八条の十九第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。	
第四条	第三条
第五条	第四条